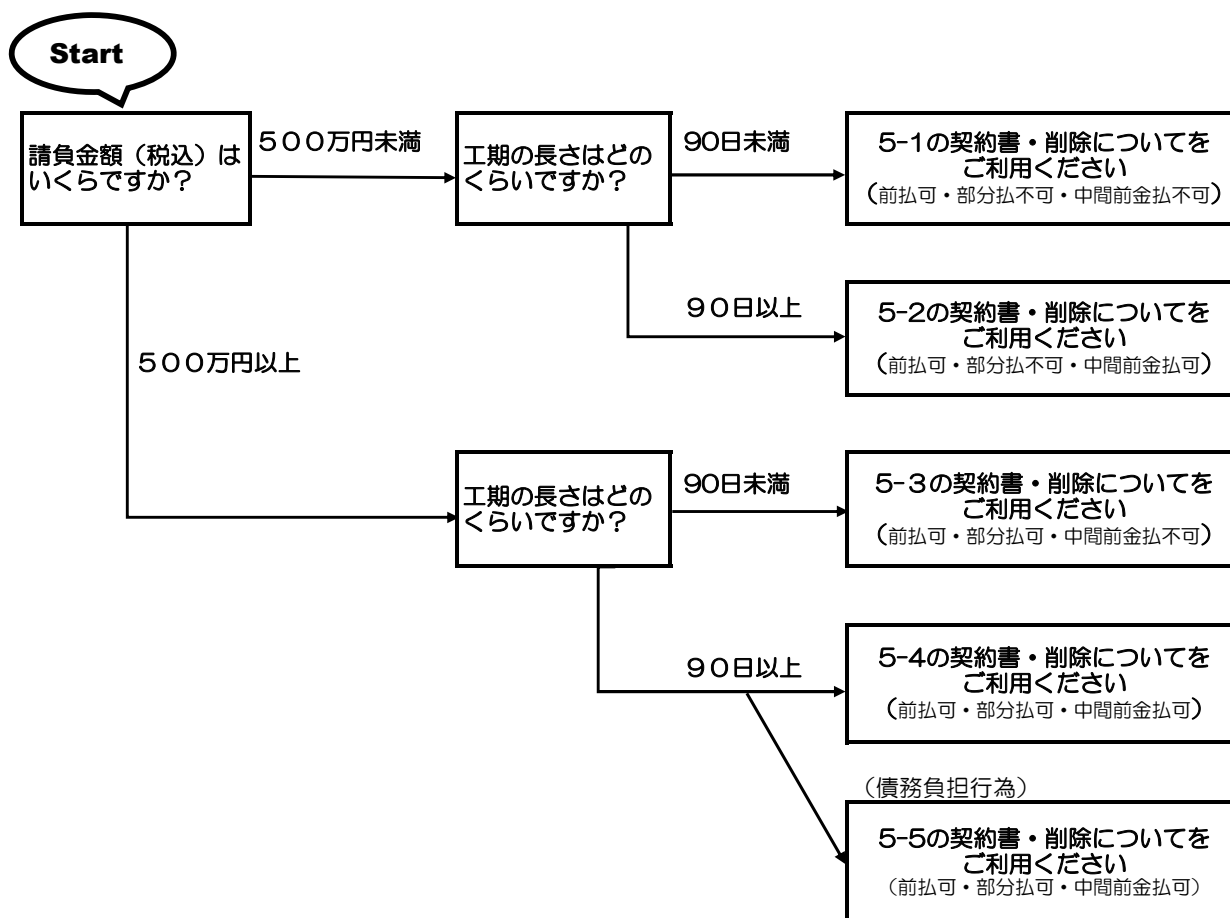


早見表（300万円超の建設工事）



☆注意事項☆

- この早見表は、300万円を超える建設工事における原則を示したものであり、市が発注する全ての建設工事に該当するものではありません。
- 契約に必要な資料は、ぐんま電子入札共同システムや市HPより受注者様に準備していただきます。
- 前払や部分払等は任意規定であり、必ず請求しなければならないものではありません。
- 部分払と中間前金払は併用不可のため、請求時にどちらか選択してください。
- 中間前金払いの請求には条件がありますので、発注担当課に確認してください。
- 複数年度にまたがる工事については、年度の限度額について発注担当課に確認してください。
- ご不明な点がありましたら総務課契約検査係までご相談ください。